

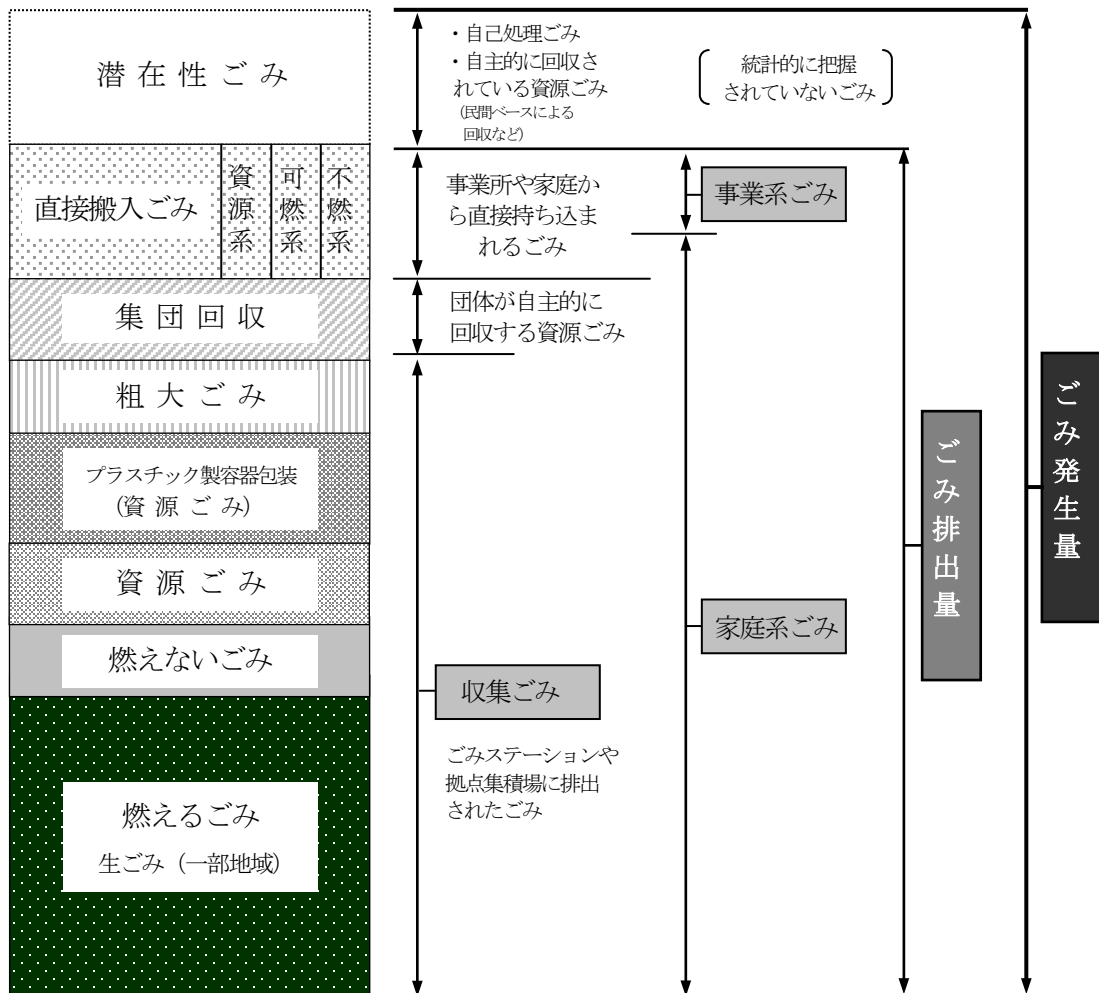
第 1 章 ごみ処理に関する基本的事項の整理

第1節 ごみ排出の現況

1. ごみの発生・排出に関する定義

図1-1にごみの発生・排出に関する定義を示します。本計画では、廃棄物処理法に規定する一般廃棄物のうち、住民の生活や事業活動などによって発生するすべての不用物を「ごみ発生量」とし、その中で、自主的な資源回収や自己処理されているごみ（潜在性ごみ）を除いた量、すなわち統計的に把握されている量を「ごみ排出量」とします。

排出されたごみのうち、家庭から排出されたごみを「家庭系ごみ」とし、市が収集したごみを「収集ごみ」（資源回収団体が自主的に回収するごみを除く）とします。また、事業所などから直接搬入されたものを「事業系ごみ」とします。



注) 不用となった家電4品目、建築廃材、自動車等は市では収集せず、専門店・専門業者が回収・再商品化

図1-1 ごみの発生・排出に関する定義

2. ごみの分別種類

平成25年4月1日現在のごみの分別区分を表1-1に示します。

表1-1 ごみの分別区分

区分	種類	備考	
燃えるごみ	台所ごみ、はきもの・革・ゴム製品、プラスチック製品、木・竹類、じゅうたん・ふとん類、紙製品、紙おむつ、食品の付着のある紙箱類、など	○赤色透明の指定袋に入れる ○生ごみの水気は切って出す ○長い枝木などは直径20cm、長さ60cm未満に切って指定袋に入れる、もしくはひもなどで束ねる。	
燃えないごみ	ガラス製品、金属製品、電化製品、アルミホイル製品、陶磁器類、使い捨てライター	○無色透明の指定袋に入れる ○包丁・カミソリ等の危険なごみは紙に包んで出す	
資源ごみ	紙・布類・紙製容器包装	新聞、雑誌、ダンボール、牛乳パック、衣類、紙製容器包装 ○それぞれ種類別に分けて、紐でしばって出す ○布類は濡らさないように透明のビニール袋に入れて出す ○紙製容器包装の大きいものは紐で縛り、細かいものは紙袋に入れて出し、紙袋は口が開かないよう縛る ○写真・感熱紙・シール・テープ・紙コップ等は燃えるごみへ出す	
	金属類	スチール類	○空缶はつぶさずに出す ○ビンなどの銀キャップ・アルミホイル製品等は燃えないごみへ出す
		アルミ類	
	ビン類	有料ビン（リターナブルビン）	○ビンのフタは取って水洗いして出す ○割れたりひびの入ったビンはその他のビンの方へ出す ○中身を除去するのが困難なものや軟膏など陶磁器と見分けがつかないビン・鏡・板ガラス・耐熱ガラス・コップ・蛍光灯・電球は燃えないごみへ出す
		その他のビン（カレット）	
	ペットボトル	PET ボトルマークのついているボトル	○中は軽く水洗いし、キャップとラベルをはずして、足で踏みつぶして出す ○めんつゆ、ノンオイルドレッシングの容器も該当
	乾電池	-	○そのままカゴに入れて出す
小型家電・パソコン	-	○拠点回収のみ（3箇所）	
プラスチック製容器包装	ボトル類、カップ・パック類、ポリ袋類、トレイ類、網・ネット類、緩衝材類、フタ類	○青色透明の指定袋に入れる ○食物の付着や汚れは洗って出す ○濡れたものは乾かして出す ○ボトルなどのフタは取り外して出す ○マヨネーズなどのチューブ類、ラップ類は燃えるごみで出す	
粗大ごみ	縦・横・高さのいずれか1辺の長さが60cm以上のもの、大きさにかかわらず粗大ごみとなるもの（オーブンレンジ、電子レンジ、石油ストーブ、ガスストーブ、ファンヒーター、オイルヒーター、複写機、物干し台）	○粗大ごみ1個・1セットにつき1枚1,000円の「粗大ごみ処理券」を貼って出す ○家電4品目（エアコン・テレビ・冷蔵庫・洗濯機）及びパソコンは対象外	
生ごみ（一部地域）	-	○豊明団地の一部、三岐区、ゆたか台区、坂部区、前後区、西川区、吉池区、中島区	
廃食用油	植物性の油	○拠点回収のみ（3箇所） ○動物性の油は回収していない ○回収場所に置いてある専用の容器に入れるか、ペットボトルに入れて出す	
インクカートリッジ	-	○市役所環境課前回収ボックス	

注) 家庭からでる一時多量ごみは、東部知多クリーンセンターへ直接搬入もしくは許可業者を利用
プロパンガス・ボンベ、タイヤ、バッテリー、消火器、塗料・薬品、家電リサイクル法対象品、自動二輪車は回収しない
事業系ごみは収集しない（許可業者、センター直接搬入）
拠点回収場所・・・豊明市清掃事務所、榊中西、豊明市役所正面駐車場

3. ごみ処理フロー

本市におけるごみ処理フロー（ごみや資源の流れ）を図1-2に示します。

○燃えるごみ

家庭及び事業所（公共施設含む）から排出されます。家庭から排出されるものはステーション方式による収集もしくは直接搬入で、事業所から排出されるものは許可業者による収集もしくは直接搬入で、東部知多クリーンセンターへ搬入し、焼却処理します。

○燃えないごみ

家庭及び事業所（公共施設含む）から排出されます。家庭から排出されるものはステーション方式による収集もしくは直接搬入で東部知多クリーンセンターへ搬入し、破碎処理します。なお、破碎処理後、焼却・埋立・再資源化するものに選別しています。

事業所から排出されるものは事業者自らの責務として許可業者による収集及び処分を義務としています。

○資源ごみ・プラスチック製容器包装

家庭から排出されるものについて、ステーション方式による収集で回収しており、各種リサイクル業者に搬入し、資源化しています。紙製容器包装、プラスチック製容器包装、ペットボトルは（公財）日本容器包装リサイクル協会を通じた指定法人ルートにより資源化しています。

なお、資源ごみは回収量に応じて区・町内会に奨励金（資源売却金額を含む）を交付しています。

○粗大ごみ

各家庭からの申込みに応じて戸別収集しています。

可燃性粗大は、燃えるごみ同様に、東部知多クリーンセンターにて焼却処理します。

不燃性粗大は、燃えないごみ同様に、東部知多クリーンセンターにて破碎処理します。

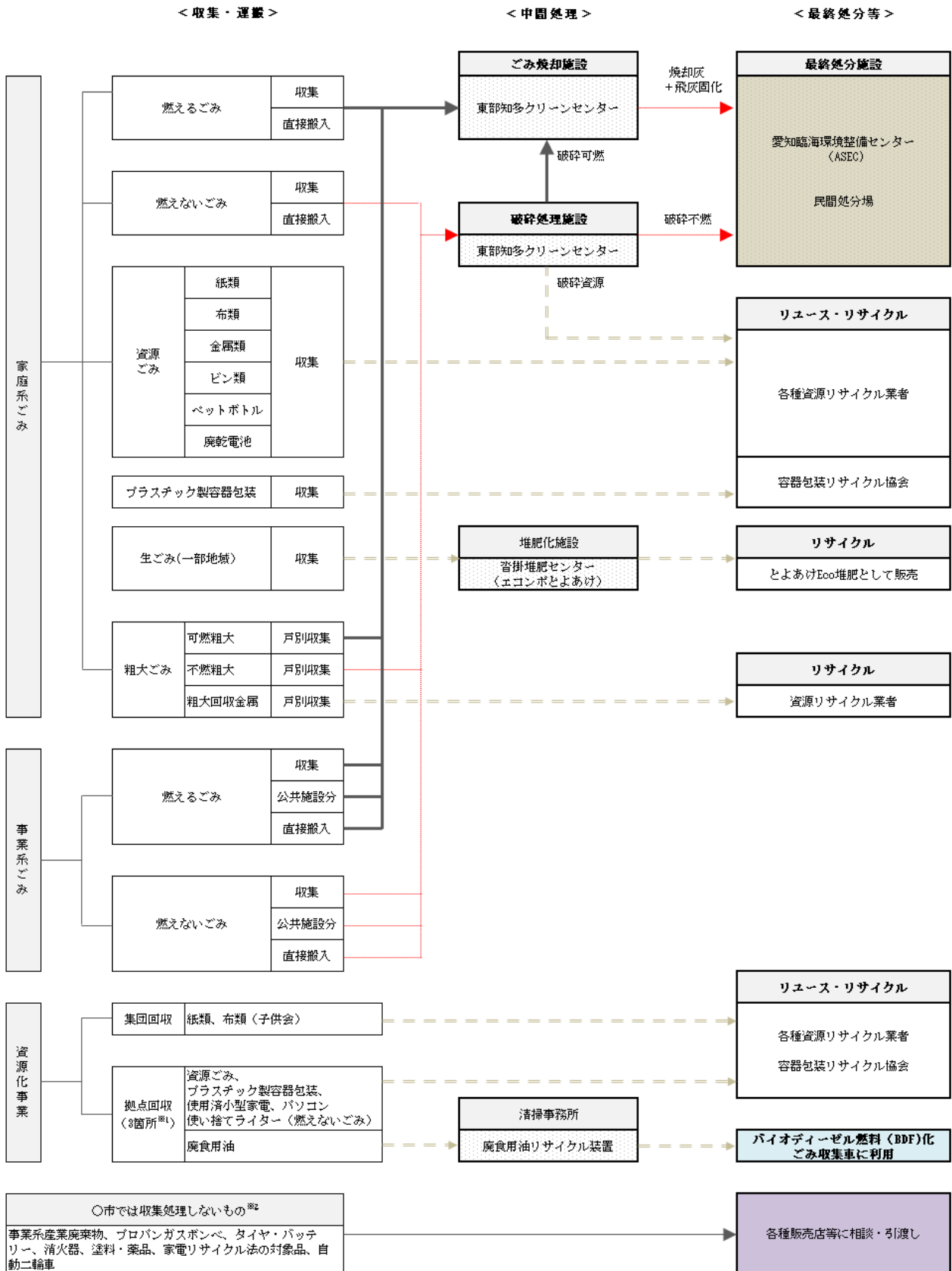
粗大回収金属は、リサイクル業者へ搬入し、資源化しています。

○生ごみ

一部地域において家庭から排出される生ごみの分別収集を実施しています。収集された生ごみは沓掛堆肥センター（愛称エコポとよあけ）にて堆肥化しています。

○資源化事業

子供会において、紙類、布類の集団回収を実施しています。また資源ごみを直接持ち込める拠点を市内に3箇所設置しており、平成20年度から廃食用油の回収を、平成24年度からは小型家電の拠点回収をそれぞれ開始しているほか、平成25年度からはパソコンの拠点回収も開始しています。また、市役所環境課前にてインクカートリッジの回収ボックスを設けています。



※1 拠点回収・・・豊明市清掃事務所、御中西、豊明市役所正面駐車場の3箇所
 使い捨てライターは豊明市清掃事務所でのみの回収
 ※2 豊明市役所にてインクカートリッジの回収を実施

図 1 - 2 ごみ処理フロー

4. ごみ排出量の実績

1) 種類別排出量

本市のごみ排出量の実績を図1-3、表1-2に示します。平成24年度のごみ総排出量は20,722tです。ごみの種類別では、燃えるごみが最も多く14,889t(72%)、次に資源ごみが4,143t(20%)、プラスチック製容器包装が716t(3%)、燃えないごみが579t(3%)、生ごみ291t(1.4%)、粗大ごみ85t(0.4%)、使用済小型家電19t(0.1%)の順となっています。

経年変化を見ると、いずれのごみも減少傾向にあります。例外的に生ごみは平成18・19・20年度にそれぞれ回収地区を増やしたことから増加しています。

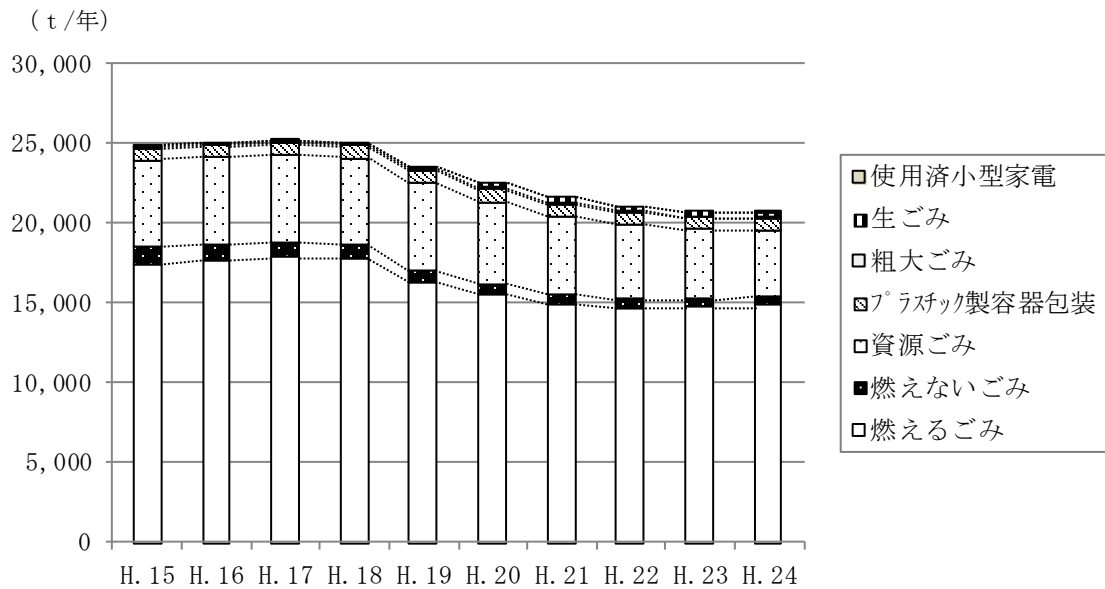


図1-3 ごみ排出量の実績

表1-2 ごみ排出量の実績

年度	燃えるごみ (t)	燃えないごみ (t)	資源ごみ (t)	プラスチック製容器包装 (t)	粗大ごみ (t)	生ごみ (t)	使用済小型家電 (t)	合計 (t)
H.15	17,402	1,105	5,488	736	136	112	-	24,979
H.16	17,671	1,015	5,479	722	112	96	-	25,095
H.17	17,900	918	5,493	735	102	94	-	25,243
H.18	17,793	859	5,474	753	98	83	-	25,060
H.19	16,324	725	5,485	789	100	180	-	23,603
H.20	15,573	623	5,164	781	116	329	-	22,587
H.21	15,001	584	4,893	748	106	369	-	21,702
H.22	14,706	565	4,680	738	91	305	-	21,086
H.23	14,764	569	4,339	733	90	298	-	20,792
H.24	14,889	579	4,143	716	85	291	19	20,722

注) 平成15~17年度は許可業者自社処理分を含みます

2) 排出形態別排出量

ごみの排出形態別排出量を図1-4、表1-3に示します。平成24年度における家庭系ごみは17,652t (85%)、事業系ごみは3,070t (15%)です。

経年変化を見ると、家庭系ごみと事業系ごみの構成割合は平成20年度以降一定割合になっており、本市のごみは家庭系ごみが約85%を占めています。

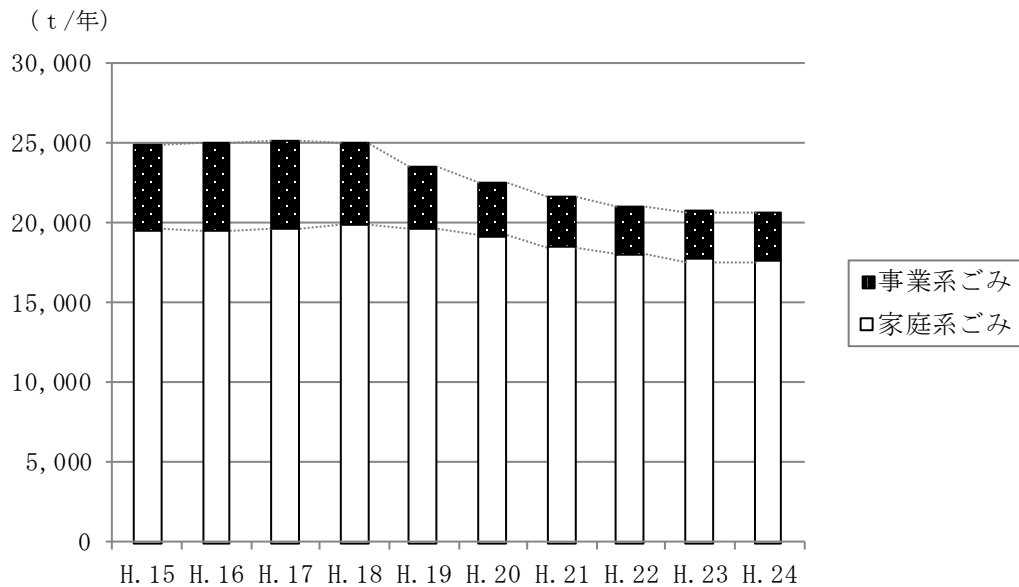


図1-4 ごみ排出形態別排出量の推移

表1-3 ごみ排出形態別排出量の推移

年度	家庭系ごみ (t)	事業系ごみ (t)	合計 (t)	家庭系：事業系 構成割合
H. 15	19,595	5,384	24,979	78:22
H. 16	19,542	5,553	25,095	78:22
H. 17	19,673	5,570	25,243	78:22
H. 18	19,949	5,111	25,060	80:20
H. 19	19,633	3,970	23,603	83:17
H. 20	19,208	3,378	22,587	85:15
H. 21	18,530	3,172	21,702	85:15
H. 22	18,113	2,973	21,086	86:14
H. 23	17,771	3,021	20,792	85:15
H. 24	17,652	3,070	20,722	85:15

注) 平成15～17年度は許可業者自社処理分を含みます

3) 収集形態別排出量

ごみの収集形態別排出量を図1-5、表1-4に示します。平成24年度における収集ごみは19,612t (95%)、東部知多クリーンセンターへの直接搬入ごみは1,110t (5%)です。

経年変化を見ると、収集ごみと直接搬入ごみの構成割合は平成20年度以降一定割合になっており、本市のごみは収集ごみが約95%を占めています。

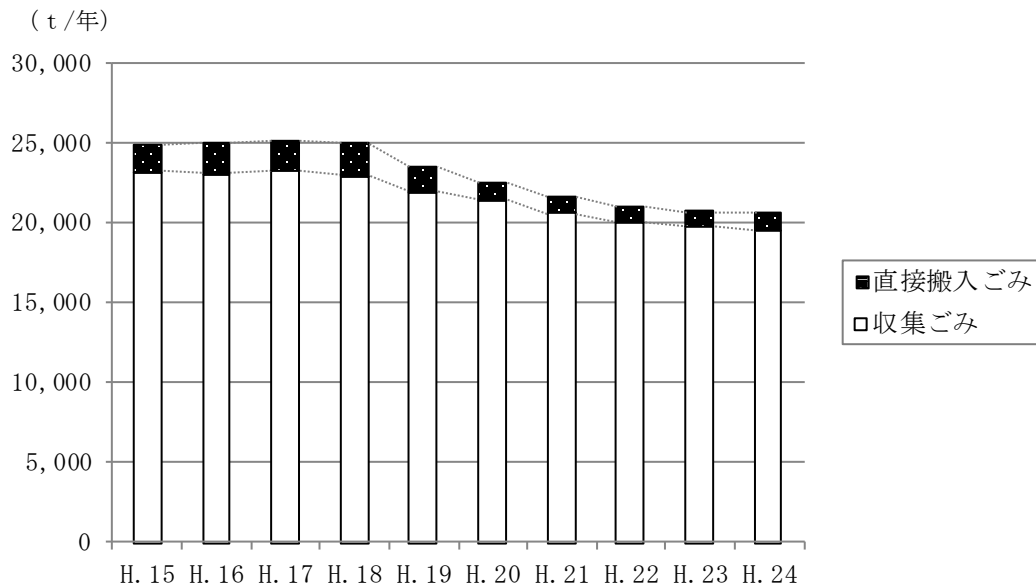


図1-5 ごみ収集形態別排出量の推移

表1-4 ごみ収集形態別排出量の推移

年度	収集ごみ (t)	直接搬入ごみ (t)	合計 (t)	収集：直接搬入 構成割合
H.15	23,168	1,811	24,979	93:7
H.16	23,096	1,999	25,095	92:8
H.17	23,267	1,976	25,243	92:8
H.18	22,964	2,096	25,060	92:8
H.19	21,940	1,663	23,603	93:7
H.20	21,401	1,186	22,587	95:5
H.21	20,633	1,069	21,702	95:5
H.22	20,039	1,047	21,086	95:5
H.23	19,768	1,024	20,792	95:5
H.24	19,612	1,110	20,722	95:5

注1) 収集量には集団回収量も含まれます

注2) 直接搬入量には公共施設排出量も含まれます

注3) 平成15～17年度の直接搬入ごみは許可業者自社処理分を含みます

4) ごみ排出量原単位

本市のごみ排出量原単位（一人一日あたりのごみ排出量）の実績を図1-6、表1-5に示します。平成23年度におけるごみ排出量原単位（集団回収含む）は831g/人・日であり、平成23年度における県平均974g/人・日（集団回収含む）よりも下回っています。

経年変化を見ると、家庭系原単位、ごみ総排出量原単位いずれも減少の傾向となっており、排出抑制が進んでいますが、これは県内・及び全国的な傾向です。

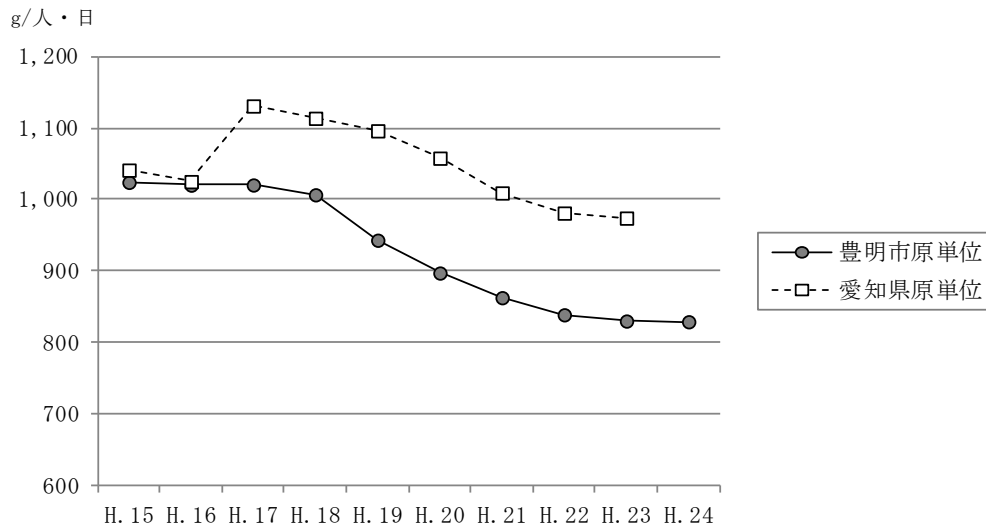


図1-6 ごみ排出量原単位の実績

表1-5 ごみ排出量原単位の実績

年度	家庭系ごみ原単位 (g/人・日)	ごみ総排出量原単位 (g/人・日)	愛知県平均ごみ排出量原単位 (g/人・日)
H.15	804	1,024	1,041
H.16	795	1,021	1,025
H.17	796	1,021	1,131
H.18	802	1,007	1,114
H.19	785	944	1,096
H.20	764	898	1,058
H.21	737	863	1,010
H.22	721	840	981
H.23	710	831	974
H.24	707	830	—

注) 愛知県平均は環境省の一般廃棄物処理実態調査結果を使用
算出に用いた人口は、各年10月1日値

5) ごみ排出量原単位のお都市との比較

ごみ排出量原単位（集団回収含む）及び家庭系ごみ排出量原単位のお都市との比較を表1-6に示します。本市のごみ排出量原単位は県平均よりは低く、家庭系ごみ排出量原単位も県平均より低いレベルにあります。

表1-6 愛知県内市町村のごみ排出量原単位（平成23年度）

原単位：g/人・日

	1,000以上		800以上1,000未満		800未満			
	ごみ総排出量原単位	飛島村	1,788	名古屋市	995	一宮市	905	扶桑町
南知多町		1,606	安城市	983	東郷町	904	清須市	776
美浜町		1,329	東海市	971	豊田市	904	あま市	770
豊山町		1,272	知立市	971	津島市	902	豊根村	765
蒲郡市		1,209	高浜市	959	阿久比町	888	大治町	724
大口町		1,130	みよし市	956	犬山市	879	幸田町	723
常滑市		1,127	春日井市	945	新城市	874		
豊川市		1,117	尾張旭市	942	稲沢市	873		
豊橋市		1,101	小牧市	934	豊明市	857		
碧南市		1,100	蟹江町	933	設楽町	839		
田原市		1,066	瀬戸市	932	東浦町	832		
半田市		1,060	知多市	922	江南市	826		
西尾市		1,058	名古屋市	921	愛西市	823		
武豊町		1,050	長久手市	918	東栄町	809		
刈谷市		1,041	日進市	917	弥富市	803		
岡崎市		1,032	大府市	908	岩倉市	801	愛知県平均	974

	1,000以上		700以上800未満		700未満			
	家庭系ごみ排出量原単位	飛島村	1,306	知多市	788	名古屋市	746	岩倉市
			瀬戸市	779	知立市	736	清須市	694
			碧南市	779	大府市	735	小牧市	689
			西尾市	777	豊明市	734	津島市	683
			田原市	776	東栄町	731	江南市	681
			蟹江町	773	設楽町	730	弥富市	671
			春日井市	768	安城市	730	長久手市	668
			豊山町	765	一宮市	723	豊田市	666
			東郷町	760	東海市	722	犬山市	657
			阿久比町	756	豊根村	714	扶桑町	639
			日進市	752	稲沢市	713	大治町	631
			名古屋市	752	みよし市	710	あま市	626
			岡崎市	752	新城市	710	幸田町	603
			刈谷市	750	東浦町	709		
			尾張旭市	750	高浜市	707		
			愛西市	748			愛知県平均	745

資料：一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）

注）環境省実態調査結果のごみ量を住民基本台帳の10月1日現在の人口（外国人を含んでいない人口）で除したものです。
このため、本市集計のごみ量に対して外国人人口を含んだ人口で除した前ページとは数値が若干異なります。

第2節 ごみの性状

東部知多衛生組合におけるごみ質分析結果を図1-7、表1-7に示します。ごみの三成分は平成23年度において、水分44.5%、可燃分48.4%、灰分7.1%であり、低位発熱量は2,172kcal/kgとなっています。経年変化をみると、三成分は横這いとなっており、低位発熱量は多少のばらつきはあるものの、概ね2,200kcal/kg前後で推移しています。

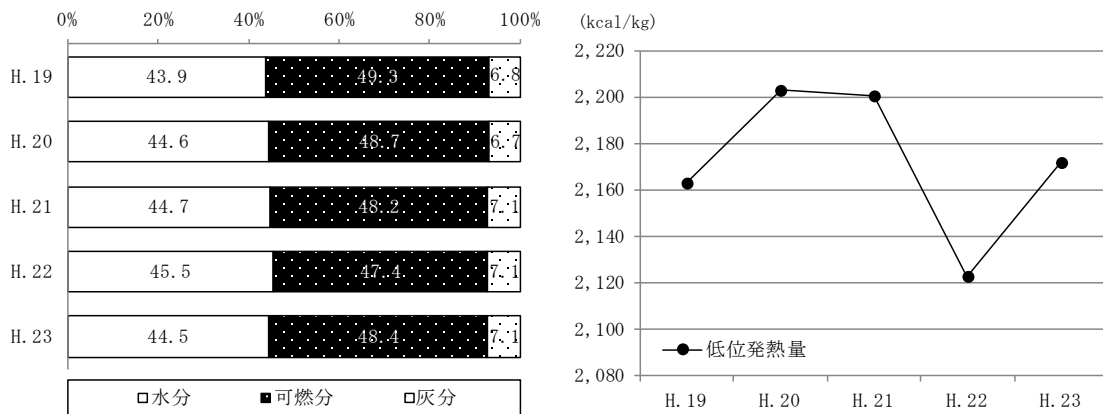


図1-7 可燃ごみのごみ質分析結果

表1-7 可燃ごみのごみ質分析結果

年度	三成分 (%)			低位発熱量 (kcal/kg)
	水分	可燃分	灰分	
H. 19	43.9	49.3	6.8	2,163
H. 20	44.6	48.7	6.7	2,203
H. 21	44.7	48.2	7.1	2,201
H. 22	45.5	47.4	7.1	2,123
H. 23	44.5	48.4	7.1	2,172

資料：一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）

また、本市では、毎年可燃ごみ・不燃ごみ・プラスチック製容器包装の組成調査を実施しています。

過去5年間の可燃ごみの組成を図1-8、表1-8に示します。平成24年度における可燃ごみの組成割合は可燃ごみが最も多く60.1%を占めているものの、可燃ごみ以外でみると、資源化が可能な手をつけている生ごみが最も高く、22.5%を占めています。また、資源として分類されるものも12.5%含まれていますが、経年的に減少傾向にあります。

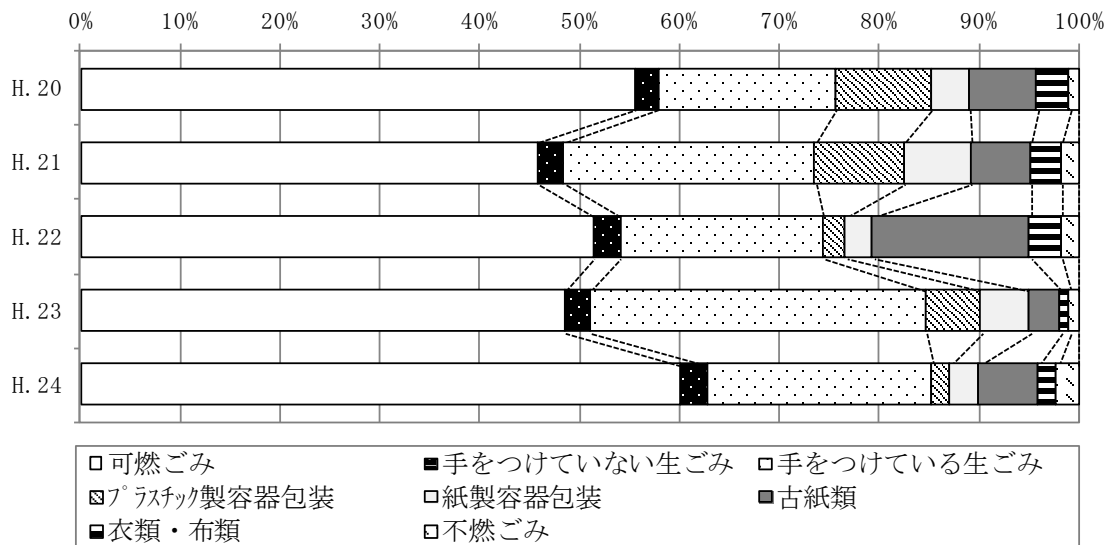


図1-8 可燃ごみの組成調査結果の推移

表1-8 可燃ごみの組成調査結果の推移

分類\年度		H.20 (吉池区)		H.21 (東沓掛区)		H.22 (西川区)		H.23 (桶狭間区)		H.24 (二村台1区)	
		重量 (kg)	重量比 (%)	重量 (kg)	重量比 (%)	重量 (kg)	重量比 (%)	重量 (kg)	重量比 (%)	重量 (kg)	重量比 (%)
可燃ごみ	可燃ごみ	291	54.8	137	45.8	111.4	51.6	87.6	48.5	87.4	60.1
	手をつけていない生ごみ	12	2.3	8	2.7	5.6	2.6	4.6	2.5	4	2.8
	手をつけている生ごみ	92	17.3	75	25.1	43.8	20.3	60.8	33.7	32.6	22.5
	小計	395	74.4	220	73.6	160.8	74.5	153	84.7	124	85.4
資源ごみ	プラスチック製容器包装	50.4	9.5	27	9	5	2.3	10	5.5	2.6	1.8
	紙製容器包装	19.8	3.7	20	6.7	5.8	2.7	8.8	4.9	4	2.8
	牛乳パック	2.6	0.5	3	1	0.6	0.3	0.6	0.3	0.2	0.1
	新聞	10	1.9	7	2.3	7.6	3.5	1.4	0.8	1.4	1
	雑誌	18	3.4	0	0	23.2	10.8	2.9	1.6	4.5	3.1
	ダンボール	4.8	0.9	8	2.7	2.6	1.2	0.6	0.3	2.8	1.9
	衣類・布類	16.8	3.2	9	3	6.6	3.1	1.6	0.9	2.6	1.8
	ペットボトル	2.6	0.5	0	0	13本	-	6本	-	5本	-
	アルミ	2.2	0.4	0	0	-	-	缶2本	-	-	-
	スチール	2.4	0.5	0	0	缶2本	-	缶1本	-	-	-
	ビン	2.8	0.5	0	0	小3本	-	-	-	1本	-
小計	132.4	25	74	24.7	51.4	23.9	25.9	14.3	18.1	12.5	
不燃ごみ	不燃ごみ	4	0.8	5	1.7	3.6	1.7	1.6	0.9	3	2.1
禁忌品	乾電池	-	-	-	-	-	-	9本	-	-	-
	ライター	-	-	-	-	-	-	2本	-	-	-
合計		531.4	100	299	100	215.8	100	180.5	100	145.1	100

過去5年間の不燃ごみの組成を図1-9、表1-9に示します。平成24年度における不燃ごみの組成割合は不燃ごみが最も高く、83.4%を占めており、その内訳は廃家電が31.9%となっています。このうち、小型家電は平成24年度より資源として回収しているため、対象品の分別促進が必要となります。全体的には不燃ごみの中に、スチール、アルミ等資源として回収できるものがまだまだ含まれており、また、可燃ごみとして分別されるべきものも含まれています。

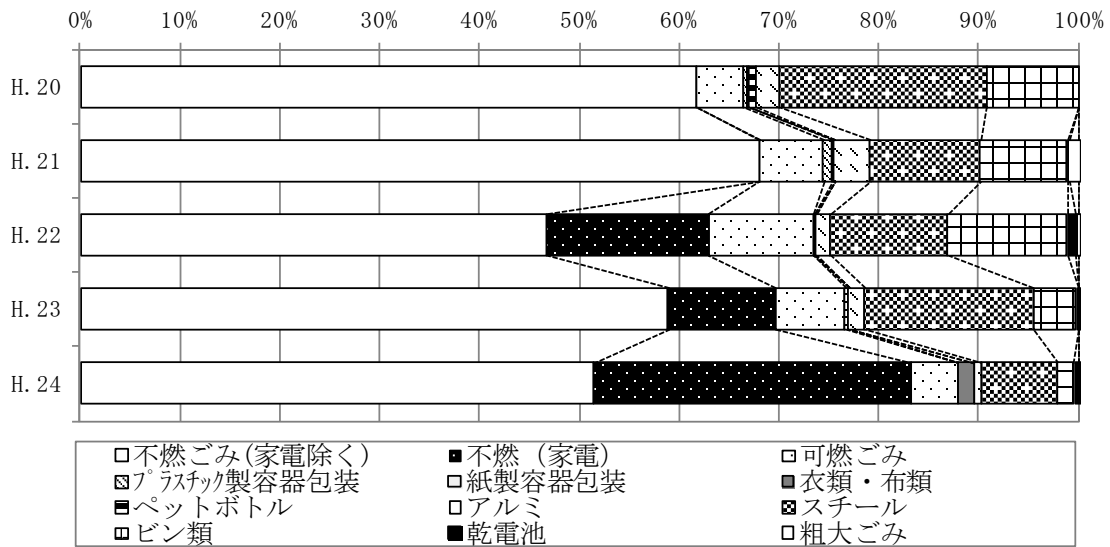


図1-9 不燃ごみの組成調査結果の推移

表1-9 不燃ごみの組成調査結果の推移

分類\年度	H.20 (二村台4・7区)		H.21 (ゆたか台 ・間米区)		H.22 (中島区)		H.23 (西沓掛区 ・勅使台区)		H.24 (西区)		
	重量 (kg)	重量比 (%)	重量 (kg)	重量比 (%)	重量 (kg)	重量比 (%)	重量 (kg)	重量比 (%)	重量 (kg)	重量比 (%)	
不燃ごみ	不燃ごみ計	200.8	62.1	214	68.2	146.3	63	296.8	69.7	133.8	83.4
	不燃ごみのうち家電	-	-	-	-	37.6	16.2	45.4	10.7	51.2	31.9
可燃ごみ	可燃ごみ計	15.2	4.7	20	6.4	24.4	10.5	29.8	7	7.6	4.7
	可燃ごみのうち生ごみ	-	-	-	-	-	-	3個	-	0	-
資源ごみ	プラスチック製容器包装	1.5	0.5	3	1	0.3	0.1	1.7	0.4	21個	-
	紙製容器包装	0.3	0.1	0.5	0.2	0.3	0.1	0	-	0	-
	牛乳パック	-	-	-	-	-	-	0	-	0	-
	衣類・布類	-	-	0.02	0	-	-	1つ	-	2.4	1.5
	ペットボトル	0.7	0.2	0.06	0	0.3	0.1	1本	-	1本	-
	アルミ	7.5	2.3	11	3.5	3.3	1.4	6.7	1.6	1.4	0.9
	スチール	67.8	21	35	11.2	27.4	11.8	72.2	16.9	12	7.5
	ビン類	29.5	9.1	27	8.6	27.6	11.9	18.3	4.3	2.6	1.6
乾電池	0.1	0	0.2	0.1	2.3	1	0.6	0.1	0.6	0.4	
	小計	107.4	33.2	76.78	24.6	61.5	26.4	99.5	23.3	19	11.9
粗大ごみ	粗大ごみ	-	-	3	1	0.3	0.1	0	-	0	-
	合計	323	100	314	100	232.5	100	426.1	100	160.4	100

過去5年間のプラスチック製容器包装の組成を図1-10、表1-10に示します。

平成24年度におけるプラスチック製容器包装の組成割合はプラスチック製容器包装適合品が最も高く、70.8%を占めていますが、残りの3割程は不適合品であり、汚れが付着しているため可燃ごみとなるプラスチック製容器包装や分類区分が違う資源等が含まれています。

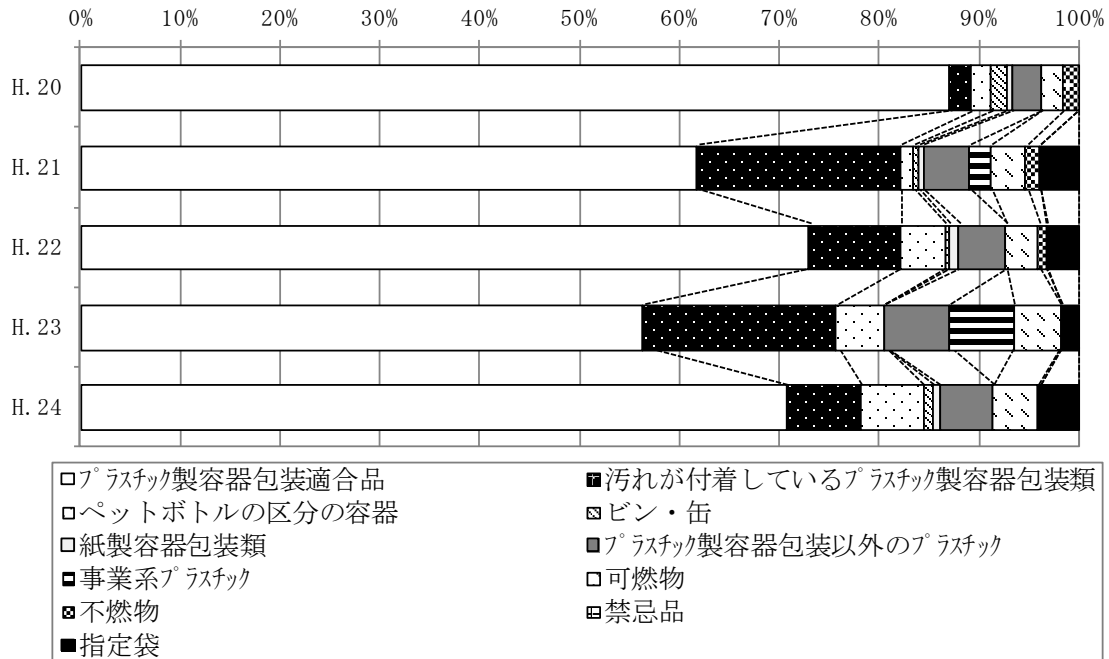


図1-10 プラスチック製容器包装の組成調査結果の推移

表1-10 プラスチック製容器包装の組成調査結果の推移

分類\年度	重量比(%)				
	H.20 (大根区)	H.21 (二村台3・5・6区)	H.22 (桜ヶ丘区)	H.23 (阿野区)	H.24 (三崎区)
プラスチック製容器包装適合品	87.2	61.9	73.1	56.5	70.8
汚れが付着しているプラスチック製容器包装類	2.2	20.3	9.1	19.4	7.5
ペットボトルの区分の容器	2.0	1.4	4.5	4.8	6.3
ビン・缶	1.5	0.5	0.5	-	1.0
紙製容器包装類	0.5	0.5	0.9	-	0.6
プラスチック製容器包装以外のプラスチック	2.9	4.6	4.7	6.5	5.3
事業系プラスチック	0.0	2.1	-	6.5	0.0
可燃物	2.2	3.5	3.3	4.8	4.5
不燃物	1.5	1.4	0.8	-	0.1
禁忌品	-	0.1	-	-	0.1
指定袋	-	3.7	3.1	1.6	3.8
合計	100	100	100	100	100

第3節 ごみの発生排出抑制・再利用の現況

1. 発生排出抑制・再利用の取組み

ごみの発生排出抑制及び資源化のための主な取組みを表1-11に示します。

表1-11 排出抑制及び資源化への取組み

ごみ減量化の状況	開始時期	内容
資源回収奨励交付金の交付	昭和53年4月	回収量に応じ各種団体に交付
資源ごみ回収事業モデル地区開始	昭和53年7月	モデル地区（前後地区）を作り、8月から実施
530（ごみゼロ）運動実施	昭和54年5月	年2回（5月末、秋）（現在は年1回（5月末））
家庭系一般廃棄物収集一部委託開始（豊明団地）	昭和56年	
廃乾電池分別収集開始	昭和60年	委託処分
生ごみ堆肥化容器（コンポスト）購入者への補助	昭和61年4月	1世帯上限3,000円 （平成17年度をもって廃止）
くうかん鳥による空き缶回収事業開始	平成4年2月	補助券を交付し記念品と交換 平成14年3月末廃止
クリーンセンター見学会	平成4年	小学4年生全員を対象に実施
豊明市廃棄物の処理及び清掃に関する条例同規則制定	平成5年3月	
EMボカシ無料配布	平成5年6月	もみ殻米ぬか糖蜜にEM菌（有効微生物群）を混ぜ合わせて乾燥発酵させたものを市内6ヶ所で無料配布（現在は5ヶ所）
豊明市空き缶等のごみポイ捨て及びふん害の防止に関する条例、同規則制定	平成8年12月	
ペットボトル分別収集開始	平成9年4月	平成9年4月容器包装リサイクル法施行
「ごみの分け方・出し方」パンフレット作成	〃	
廃棄物減量等推進員制度開始	〃	各町内2名の推進員を委嘱（任期2年間） （平成24年度末をもって廃止）
粗大ごみ戸別有料収集開始	平成9年7月	
リサイクル家具の無料配布を開始	平成9年11月	（平成17年度をもって廃止）
生ごみ堆肥化事業委託	平成10年	モデル地域（豊明団地の一部）で開始～平成13年度も同様、堆肥無料配布を年2回
生ごみ堆肥化事業モデル地区設定	平成11年	豊明団地・中ノ坪北・社町内会にて開始
指定ごみ袋制度実施	平成11年7月	燃えるごみ、燃えないごみ12月に完全実施
生ごみ処理機及びその他堆肥化容器（ボカシ容器等）購入補助	平成12年4月	生ごみ処理機：購入費の1/2上限25,000円、その他堆肥化容器：購入費の1/2上限3,000円 （平成17年度をもって廃止）
生ごみ堆肥配布開始	〃	（平成19年度をもって廃止）
資源ごみ直接搬入施設設置	平成13年4月	市内に2ヶ所設置
家電4品目を粗大ごみの対象から除外	〃	平成13年4月家電リサイクル法施行

表1-11 排出抑制及び資源化への取組み（つづき）

ごみ減量化の状況	開始時期	内容
プラスチック製容器包装指定ごみ袋制度開始	平成13年10月	
紙製容器包装類分別収集開始	〃	月1、2回
プラスチック製容器包装ごみ分別開始	〃	月2回
不燃ごみ収集回数変更	〃	週1回から月2回に変更
プラスチック製容器包装ごみ収集回数変更	平成14年4月	週1回
生ごみ堆肥化事業推進地区を拡大	平成15年2月	三崎全区の追加
紙製容器包装を指定法人ルート の回収に変更	平成15年4月	
パソコンを粗大ごみの対象から除外	平成15年10月	平成15年10月 資源有効利用促進法一部改正
電気冷蔵庫が家電リサイクル法の対象 品目に変更	平成16年4月	
市役所日曜日資源ごみ回収ステーション を開設	平成17年4月	第2、第4日曜日
アダプトプログラム※の実施	平成17年10月	アダプトプログラム実施要綱の制定
豊明市沓掛堆肥センター完成	平成18年3月	4月1日～稼働、 生ごみ処理機の補助廃止
事業系資源ごみ拠点回収開始	平成18年11月	第2、4水曜日（市商工会館）
生ごみ堆肥化事業推進地区を拡大	平成19年2月	豊明団地21棟分
とよあけEco堆肥販売開始	平成19年7月	
廃食用油リサイクル装置購入	平成19年9月	
生ごみ堆肥化事業推進地区を拡大	平成19年10月	ゆたか台区、坂部区、前後区
家庭系廃食用油の回収を開始	平成20年4月	場所：豊明市清掃事務所
生ごみ堆肥化事業推進地区を拡大	平成20年10月	西川区、吉池区、中島区
家庭系廃食用油の回収場所の追加	平成21年4月	（株）中西及び日曜日資源ごみ回収ステーション （豊明市役所駐車場）の追加
プラスチック製容器包装の直接持込場 所を設置	平成22年12月	（株）中西
使い捨てライターの回収ボックスを設 置	平成23年1月	豊明市清掃事務所
インクカートリッジの回収ボックスを 設置	平成23年3月	市役所環境課前
使用済小型家電の回収を開始	平成24年4月	豊明市清掃事務所、（株）中西、及び日曜日資 源ごみ回収ステーション 平成25年6月～パソコン回収も開始

※アダプトプログラム：市民と行政が協働で進める清掃活動をベースとしたまち美化プログラム。

2. 発生排出抑制・再利用の実績

1) 資源ごみ分別収集及び拠点回収

本市においては、昭和50年代から資源ごみの分別収集を実施しており、資源ごみの回収を奨励するために、区・町内会ごとに収集量に応じて表1-12のとおり奨励金(資源化業者への売却金額含む)を交付しています。

また、平成9年4月よりペットボトル、平成13年10月にはプラスチック製容器包装及び紙製容器包装の分別収集を実施しています。

表1-12 資源ごみ分別収集における奨励金単価(平成24年度)

紙類(1kg)		有料ビン(1本)		カレット(1箱)	
新聞	9.3円(5.3円)	一升びん	5円(2円)		36円(0円)
雑誌	7.7円(3.7円)	雑びん	5円(2円)	ペットボトル(1kg)	3円(0円)
ダンボール	10円(6円)	ビールびん	8円(5円)	廃乾電池(1本)	1円(0円)
紙製容器包装	4円(0円)			ビールの空きケース(1箱)	200円(200円)
牛乳パック	12円(5円)	金属類(1kg)			
布類(1kg)		スチール	12.3円(8.3円)		
衣類・布類	4円(0円)	アルミ	44円(40円)		

※()内は奨励金のうちの売却金額(4か月ごとに変更のため平均単価)。

なお、収集日に資源ごみを出せなかったときのために、表1-13に示すとおり拠点回収箇所を3箇所(豊明市清掃事務所、榊中西、豊明市役所正面駐車場)設置しています。

この拠点回収箇所では、資源ごみのほかに廃食用油及び使用済小型家電の回収も実施しているほか、平成25年6月よりパソコンの回収も始めています。

さらに、豊明市役所環境課では、販売店の回収となっていたインクカートリッジの回収ボックスを設け、平成23年3月より回収しています。

表1-13 資源ごみ拠点回収の概要

回収場所		回収日時	回収品目
拠点回収	豊明市清掃事務所	(月)~(金) AM9:00~PM:4:00	○資源ごみ対象品目 ○廃食用油 ○使用済小型家電、パソコン ○使い捨てライター(不燃ごみ)
	榊中西	(月)~(金)、第1・3(土) AM8:30~PM:4:00	○資源ごみ対象品目 ○廃食用油 ○使用済小型家電、パソコン ○プラスチック製容器包装
	豊明市役所正面駐車場	第2・4(日) AM9:00~PM:2:00	○資源ごみ対象品目 ○廃食用油 ○使用済小型家電、パソコン
豊明市役所環境課前 回収ボックス		市役所開庁日	○インクカートリッジ

過去5年間の資源分別収集実績（拠点回収含む）を図1-11、表1-14に示します。
実績をみると、人口の減少もあり資源全体の排出量が減少傾向にあります。

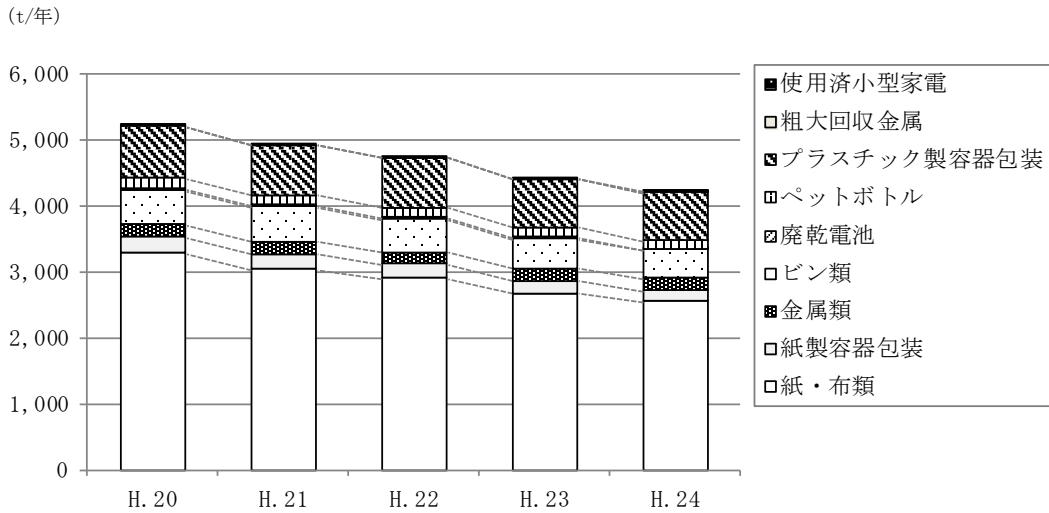


図1-11 資源ごみ分別収集量（拠点回収含む）の推移

表1-14 資源ごみ分別収集（拠点回収含む）の実績

年度	紙・布類 (t)	紙製容器包装 (t)	金属類 (t)	ビン類 (t)	廃乾電池 (t)	ペットボトル (t)	プラスチック製容器包装 (t)	粗大回収金属 (t)	使用済小型家電 (t)	合計 (t)
H. 20	3,291	224	191	526	26	152	781	18	-	5,208
H. 21	3,036	216	186	540	27	153	748	18	-	4,925
H. 22	2,907	199	182	504	25	153	738	16	-	4,725
H. 23	2,671	184	177	461	18	141	733	14	-	4,400
H. 24	2,542	171	177	436	17	134	716	13	19	4,226

2) 集団回収

本市においては、資源ごみの分別収集とともに、子供会による資源の集団回収を行っており、回収量に応じて奨励金を交付しています。

平成24年度現在における資源の集団回収品目及び奨励金単価は表1-15のとおりです。

表1-15 集団回収品目及び奨励金単価（平成24年度）

新聞	4円/kg	紙製容器包装	4円/kg
雑誌	4円/kg	牛乳パック	7円/kg
ダンボール	4円/kg	衣類・布類	4円/kg

また、集団回収量の実績を図1-12、表1-16に示します。

団体数は25～26団体と一定ですが、回収量は分別収集量と同様に年々減少傾向にあります。

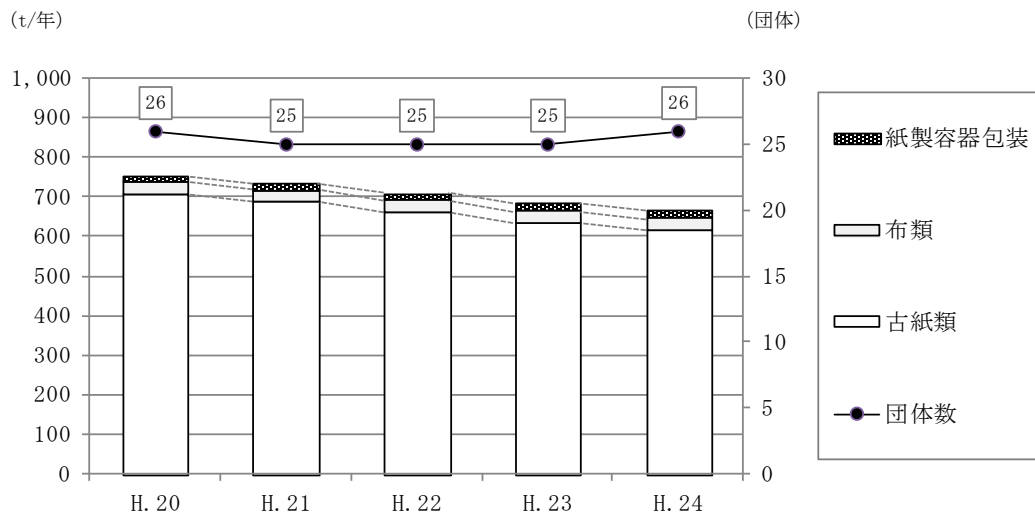


図1-12 集団回収の実績

表1-16 集団回収の実績

年度	回収量計 (t)	紙・布類			紙製容器 包装 (t)	奨励 金額 (千円)	団体数 (団体)
		(t)	古紙類 (t)	布類 (t)			
H. 20	755	741	709	33	13	3,034	26
H. 21	734	719	689	30	15	2,953	25
H. 22	710	693	662	31	17	2,856	25
H. 23	686	666	634	32	19	2,755	25
H. 24	666	647	616	31	19	2,677	26

※古紙類＝新聞紙＋ダンボール＋雑誌＋牛乳パック

3) 生ごみの堆肥化

○生ごみの分別収集

本市ではごみの減量のため、燃えるごみの中から生ごみだけを分別し、堆肥としてリサイクルする事業を平成10年度より豊明団地の一部でモデル事業として100世帯を対象に開始しました。その後、平成11年度には豊明団地11棟や三崎区の一部を加えて計830世帯に、平成14年度には三崎区全ての町内会を加え1,835世帯となり、平成18年度には沓掛堆肥センターが稼働開始するとともに豊明団地21棟分を加えて合計2,500世帯に、平成19年度にはゆたか台区・坂部区・前後区(約2,500世帯)、平成20年度には西川区・吉池区・中島区(約3,000世帯)を加えて、平成24年度現在の約8,000世帯に至っています。

排出方法は階段下や自転車置場に設けた大型バケツに出すバケツ出し方式(豊明団地の一部)と、生ごみを生分解性袋に入れてステーションに出す小出し袋方式(その他の地区)の2通りです。

現在、生ごみの収集を実施している地域は図1-13に示すとおりです。

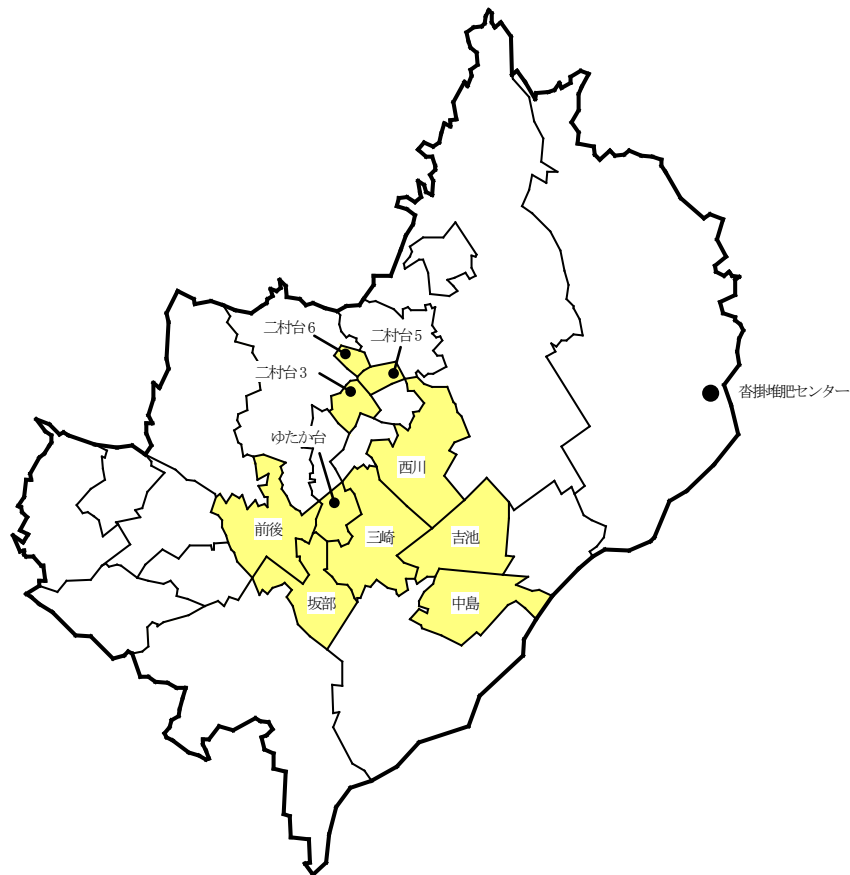


図1-13 生ごみ収集区域(平成25年度現在)

生ごみ堆肥化事業の実績を図1-14、表1-17に示します。地区の拡大により平成21年度増加したものの、それ以降では生ごみ排出量は減少に転じています。

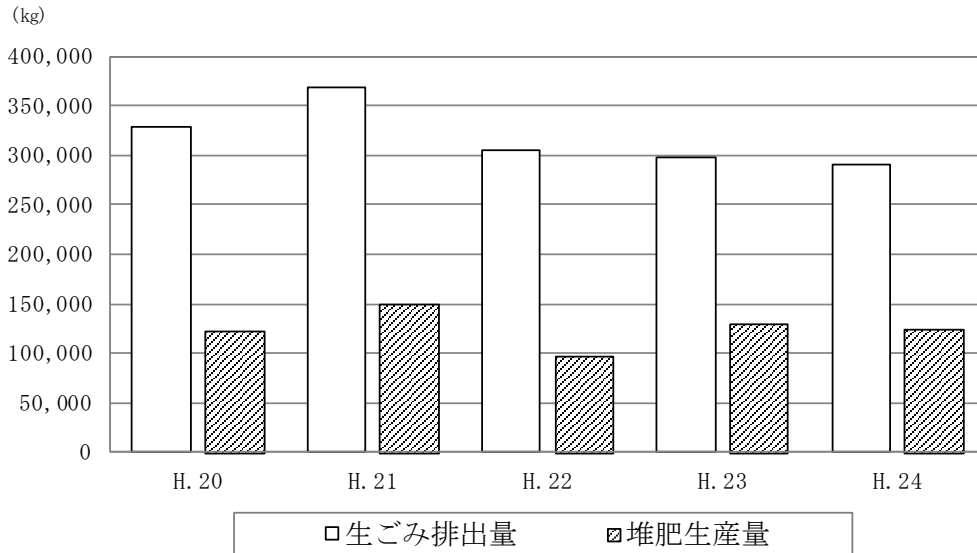


図1-14 生ごみ堆肥化事業実績

表1-17 生ごみ堆肥化事業実績

年度	生ごみ排出量 (kg)	対象世帯 (世帯)	堆肥生産量 (kg)
H. 20	329,192	8,000	120,654
H. 21	368,878	8,000	149,130
H. 22	305,213	8,000	95,470
H. 23	298,062	8,000	129,560
H. 24	290,764	8,000	122,930

※平成20年10月より8,000世帯

また、平成18年度より稼働開始した沓掛堆肥センター（愛称エココンポとよあけ）にて堆肥化された肥料は、平成19年7月より市内5カ所で「とよあけEco堆肥」として販売を開始しています（小売価格200円/袋・200、ばら2,000円/m³）。

なお、平成17年度まで実施していた、生ごみ堆肥化容器（コンポスト）及びその他堆肥化容器（ボカシ容器）、生ごみ処理機購入者への補助は堆肥化施設の稼働にともない、平成17年度以降から平成25年度現在まで休止中です。

○EMボカシの無料配布

本市では生ごみを発酵させ、有機肥料に変える「EMボカシ」を市内5カ所で無料配布しており、生ごみの減量と再資源化を促進しています。

なお、配布状況は平成20年度より生産量全量が配布されており、42,799個で一定推移しています。

4) 啓発事業

本市では、啓発事業として以下の取組を実施しています。

○530（ごみゼロ）運動の実施

市民のごみに対する認識を高め、快適で住みよい街づくりを目指すため、毎年5月末の日曜日に市内一斉に実施しています。

○事業系資源ごみの回収

豊明商工会館の駐車場にて第2・4水曜日に資源ごみ回収ステーションを開設し、事業者に周知しています。

○広報等PR

市民の環境行政に対する理解を深めるために、「広報とよあけ」によるPRをはじめ、2年に1回「ごみの分け方・出し方」のパンフレットを全戸配布しています。また、「ごみの分け方・出し方」の英語版、ポルトガル語版、中国語版のパンフレットにより、外国人に対しても周知徹底を図っているほか、豊明市ホームページにて掲載しています。

○不用品登録制度（譲ります・譲ってくださいコーナー）

不用になった物でもまだ使用できる物を譲ったり、譲ってもらったりする情報コーナーを市役所1階市民課前に設置しています。

○レジ袋の削減

地球温暖化防止とごみの減量を図るためにレジ袋の削減に取り組み、マイバックを持参するよう運動しています。平成24年度末現在11事業所16店舗と協定を締結しています。

○資源ごみ回収協力店

以下に示す、市内の資源ごみ回収協力店にて資源の回収を協力いただいています。

回収協力店	回収品目
アオキスーパー前後店	トレイ・牛乳パック
アオキスーパー豊明店	トレイ・牛乳パック
コープあいちとよあけ店	トレイ・牛乳パック・アルミ缶・スチール缶・乾電池・卵のパック・ペットボトル
ハローフーズ沓掛店	トレイ
ハローフーズ豊明店	トレイ
フィール豊明店	トレイ・牛乳パック・ペットボトル
ピアゴ豊明店	トレイ・牛乳パック・アルミ缶・ペットボトル
サンフレッシュ新豊明店	トレイ・ペットボトル

○資源ごみ説明会の実施

各地区の役員等にごみの減量、資源化について理解し、推進してもらうため、年1回資源ごみ説明会を実施しています。

○出前講座の実施

学校や市民団体等から要望を受け、環境やごみに関する出前講座を実施しています。

5) 中間処理施設における資源回収

本市より東部知多クリーンセンターに搬入された可燃ごみ、不燃ごみ及び解体後の粗大ごみは、ごみ処理施設及び粗大ごみ処理施設で処理し金属類を資源として回収しています。実績を図1-15、表1-18に示します。資源回収量は減少傾向にあります。破砕量の減少に伴うものとも考えられ、回収率は概ね40%程度となっています。

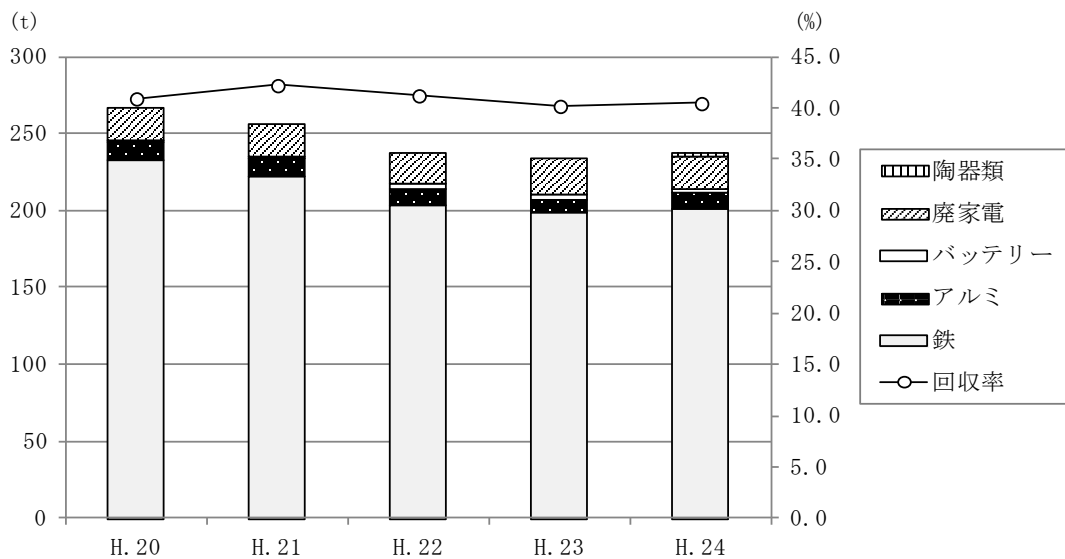


図1-15 中間処理施設における資源回収量の推移

表1-18 中間処理施設における資源回収量の実績

年度	破砕資源						破砕量 (t)	回収率 (%)
	(t)	鉄 (t)	アルミ (t)	バッテリー (t)	廃家電 (t)	陶器類 (t)		
H. 20	267	232	12	2	21	-	653	40.9
H. 21	256	222	12	1	21	-	606	42.2
H. 22	238	203	11	3	21	-	577	41.2
H. 23	234	198	9	2	24	-	582	40.2
H. 24	237	201	10	2	21	3	586	40.5

注) 回収率(%) = 合計(t) / 破砕量(t) × 100

6) 資源化量及び資源化率

資源化量の実績を図1-16、表1-19に示します。資源回収量は減少傾向にあり、同様に資源化率も減少しています。一方で、愛知県平均の資源化率と比較するといずれの年度も上回っており、生ごみの回収を本格的に導入していることなどから資源化率が高くなっているものと考えられます。

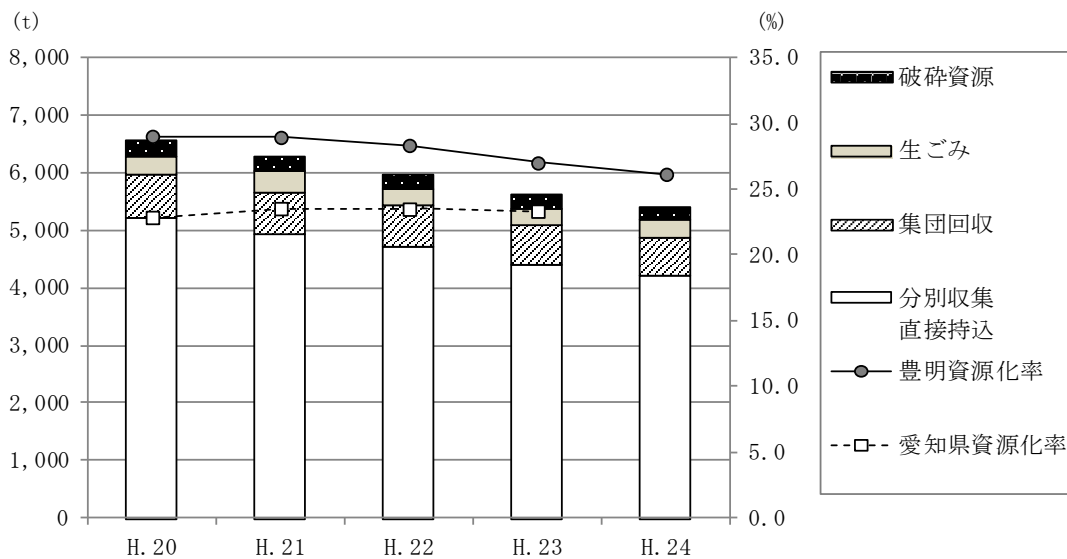


図1-16 資源化量及び資源化率の実績

表1-19 資源化量及び資源化率の実績

年度	資源化量					資源化率 (%)	愛知県平均資源化率 (%)
	(t)	分別収集 直接持込 (t)	集団回収 (t)	生ごみ (t)	破碎資源 (t)		
H.20	6,559	5,208	755	329	267	29.0	22.9
H.21	6,284	4,925	734	369	256	29.0	23.5
H.22	5,978	4,725	710	305	238	28.4	23.5
H.23	5,617	4,400	686	298	234	27.0	23.4
H.24	5,419	4,226	666	291	237	26.2	-

注1) 資源化率 = 資源化量 ÷ 総排出量 × 100

注2) 愛知県平均資源化率：一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）より

第4節 収集運搬の状況

1. 計画収集区域

計画収集区域は、豊明市の行政区域全域です。図1-17に計画収集区域を示します。

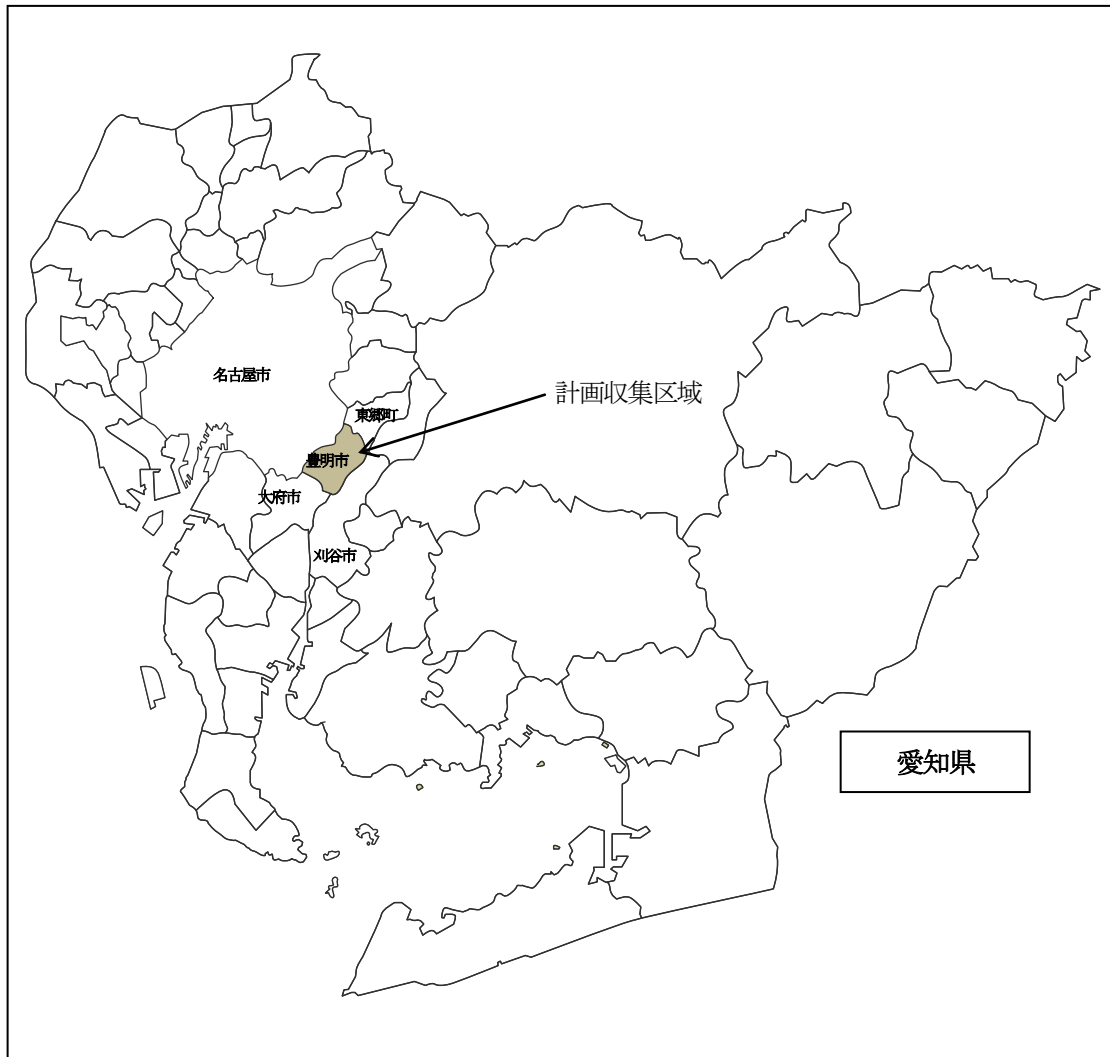


図1-17 計画収集区域

2. 収集運搬システム

本市のごみの収集状況を表1-20に、収集運搬車両を表1-21に示します。本市では、家庭系ごみを豊明市の直営または委託で収集・運搬しており、事業系ごみについては、許可業者が収集・運搬しています。市民・事業者から直接搬入されるごみは、東部知多衛生組合へ搬入しているほか、資源として活用できるものについては、市の運営する拠点回収にて資源ごみ、廃食用油、使用済小型家電・パソコンを回収しています。また、市役所環境課前にて、インクカートリッジの回収ボックスを設置しています。

収集運搬車では、平成19年度に廃食用油リサイクル装置を購入し、そこから回収したバイオディーゼル燃料で走行するパッカー車を導入しています。

表1-20 ごみの収集状況（平成24年度）

区分		排出形態	収集方式	収集頻度	収集体制
燃えるごみ		指定ごみ袋	ステーション	週2回	直営・委託
燃えないごみ		指定ごみ袋	ステーション	月2回	直営・委託
資源ごみ	紙・布類	紐でしばって出す	ステーション (拠点回収)	月1～2回	委託
	金属類	専用回収容器		月1～2回	委託
	ビン類	専用回収容器		月1～2回	委託
	乾電池	専用回収容器		月1～2回	委託
	ペットボトル	専用回収容器		月1～2回	委託
プラスチック製容器包装		指定ごみ袋	ステーション (拠点回収)	週1回	直営・委託
粗大ごみ		なし	戸別	週1回	直営
生ごみ(一部地域)		生ごみ専用袋等	ステーション	週2回	直営・委託

注1) 廃食用油、使用済小型家電、パソコンは拠点回収のみ実施

注2) 豊明市役所環境課前にて、インクカートリッジの回収を実施

表1-21 収集運搬車両(直営分)(平成24年3月31日現在)

パッカー車			小型トラック	
BDF	天然ガス	軽油	2t	1.5t
1台	1台	2台	2台	1台

第5節 中間処理の状況

1. 施設の概要

本市から搬入される可燃ごみは、東部知多衛生組合のごみ処理施設において焼却処理を行い、不燃・粗大ごみについては粗大ごみ処理施設において破碎・選別処理を行っています。また、本市では平成18年度より生ごみ堆肥化施設を、平成19年度より廃食用油リサイクル装置を設置しています。表1-22に施設の概要を示します。

表1-22 中間処理施設の概要

名称	東部知多クリーンセンター	
	ごみ処理施設	粗大ごみ処理施設
所在地	愛知県知多郡東浦町大字森岡字葭野 41 番地	
敷地面積	35,144 m ²	
建築面積	3,421 m ²	987 m ²
延床面積	6,595 m ²	1,429 m ²
供用開始年月	平成元年 4 月	
処理方式及び能力	全連続燃焼式 240t/日 (80t/24h×3基)	衝撃剪断併用横形回転式 4種分別(鉄・アルミ・破碎可燃・破碎不燃) 30t/日 (30t/5h×1基)
処理対象物	可燃ごみ	不燃ごみ、粗大ごみ
直接搬入処理手数料	家庭系：100円/10kg、事業系：150円/10kg	

名称	豊明市	
	沓掛堆肥センター (愛称 エコンポとよあけ)	廃食用油リサイクル装置
所在地	愛知県豊明市沓掛町上山 106-2	豊明市清掃事務所
敷地面積	4,180 m ²	—
建築面積	992.5 m ² (堆肥センター本棟) 19.98 m ² (管理棟)	—
供用開始年月	平成18年 4 月	平成19年 9 月購入
処理方式及び能力	微好気堆積発酵処理 3.0t/日	廃食用油 40ℓとメタノール 7ℓ及び触媒(水酸化カリウム 500g)により化学反応(メチルエステル化)させて生成 40ℓ/日
処理対象物	生ごみ	廃食用油
備考	「とよあけEco堆肥」として販売 (小売価格 200円/袋・20ℓ、ばら 2,000円/m ³)	BDF燃料として市内収集車1台に導入

2. 焼却処理

ごみ処理施設による過去5年間から可燃ごみの中間処理量を図1-18及び表1-23に示します。

焼却量、焼却残渣量ともに減少傾向がみられる一方で、焼却残渣率は概ね13%前後で一定推移しています。

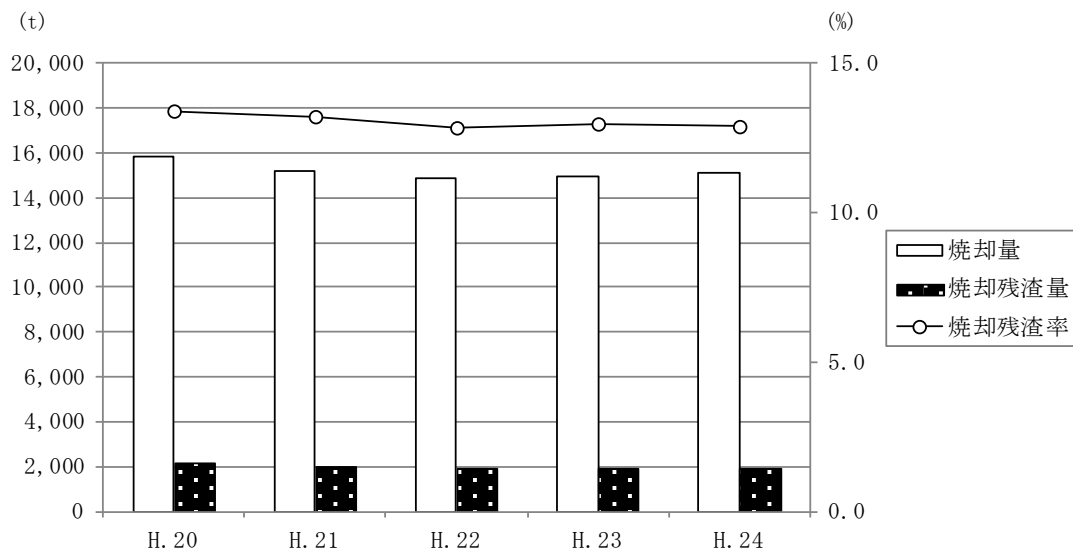


図1-18 ごみ処理施設搬入実績

表1-23 ごみ処理施設搬入実績

年度	焼却量				焼却残渣量 (t)	焼却灰 (t)	飛灰 固化物 (t)	焼却残渣率 (%)
	(t)	家庭系可燃ごみ (t)	事業系可燃ごみ (t)	粗大ごみ 処理施設 破碎可燃 ごみ (t)				
H. 20	15,833	12,270	3,373	191	2,124	1,536	588	13.4
H. 21	15,212	11,899	3,168	145	2,012	1,425	588	13.2
H. 22	14,892	11,799	2,970	123	1,914	1,374	540	12.9
H. 23	14,966	11,808	3,019	139	1,943	1,418	525	13.0
H. 24	15,091	11,886	3,068	137	1,946	1,437	509	12.9

資料：東部知多クリーンセンター作成の実績按分表より

注1) 焼却量は可燃ごみの総量です

注2) 焼却残渣率 = 焼却残渣量 / 焼却量 × 100

3. 焼却以外の中間処理

粗大ごみ処理施設による過去5年間の不燃ごみ及び粗大ごみの中間処理量を図1-19及び表1-24に示します。

破碎ごみのうち、資源化（売却）している量は40%前後と変わりませんが、破碎可燃（焼却）が減少し、破碎不燃（埋立）が増加している傾向がみられます。

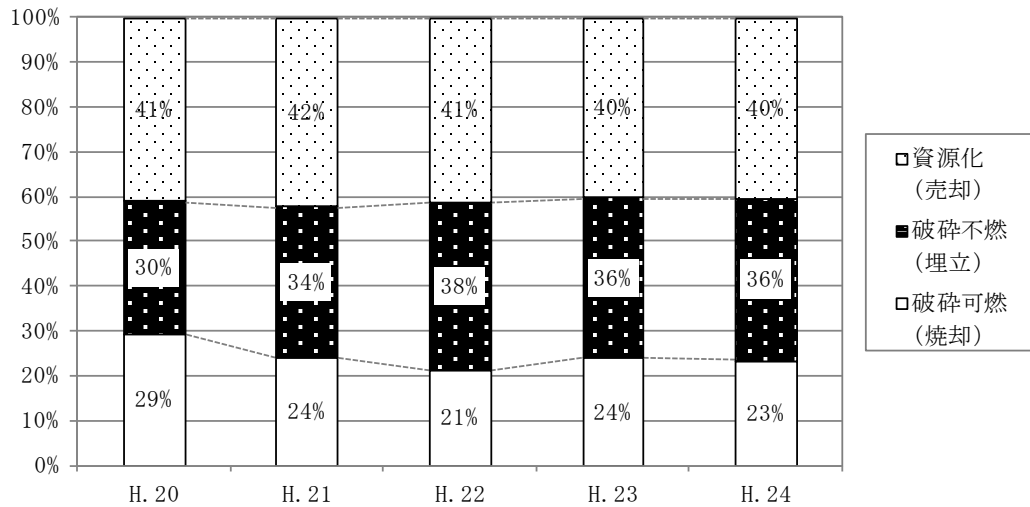


図1-19 粗大ごみ処理施設搬入実績

表1-24 粗大ごみ処理施設処理実績

年度	破碎ごみ 合計 (t)	破碎ごみ		破碎可燃 (焼却) (t)	破碎不燃 (埋立) (t)	資源化 (売却) (t)
		家庭系破 碎ごみ (t)	事業系破 碎ごみ (t)			
H. 20	653	647	6	191	193	267
H. 21	606	603	4	145	205	256
H. 22	577	573	4	123	216	238
H. 23	582	580	2	139	209	234
H. 24	586	584	2	137	212	237

資料：東部知多クリーンセンター作成の実績按分表より
注) 破碎ごみは不燃ごみ及び不燃性粗大ごみの総量です

第6節 最終処分状況

東部知多衛生組合で処理されたごみ焼却残渣及び破碎不燃残渣は愛知県臨海環境整備センター最終処分場（平成9年度より）及び民間最終処分場への委託（平成22年度より）にて埋立処分しています。

なお、平成11年度より埋立処分していた衣浦港ポートアイランド環境事業センター最終処分場は平成22年12月で埋立を終了しています。

本市分の最終処分実績を図1-20及び表1-25に示します。

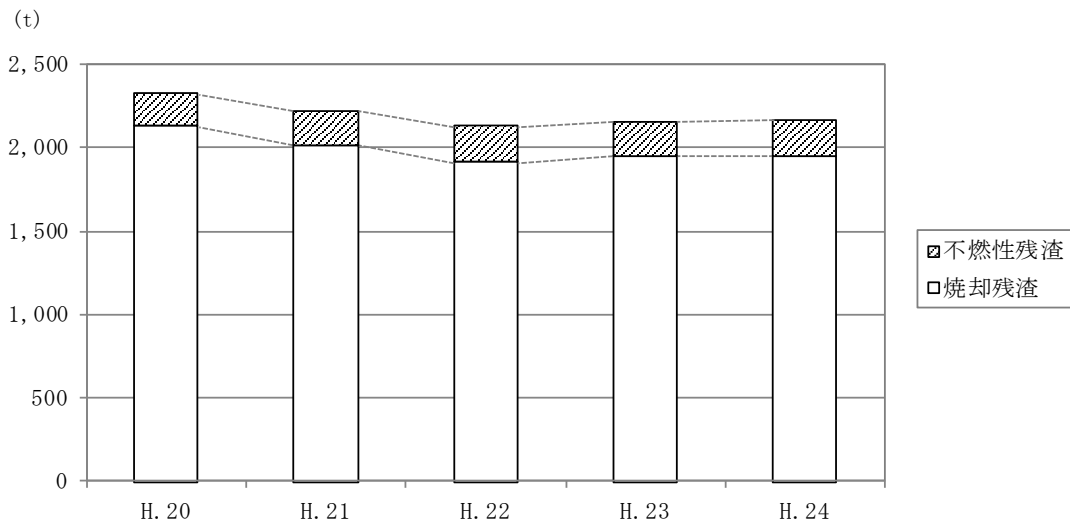


図1-20 最終処分の実績

表1-25 最終処分の実績

年度	最終処分量			
	合計 (t)	焼却残渣 (t)	不燃性残渣 (t)	直接埋立 (t)
H.20	2,318	2,124	193	0
H.21	2,217	2,012	205	0
H.22	2,131	1,914	216	0
H.23	2,152	1,943	209	0
H.24	2,158	1,946	212	0

資料：東部知多クリーンセンター作成の実績按分表より

※愛知県臨海環境整備センター：愛知県、名古屋市、知多市、名古屋港管理組合及び48企業の出捐より設立され、産業廃棄物等の埋立処分を行っている公益財団法人

衣浦港ポートアイランド環境事業センター：衣浦港の背後圏にある10市8町の行政並びに5市4町の産業界の出資により平成8年5月に設立した一般財団法人
衣浦港内から発生する浚渫土砂や周辺地域からの一般廃棄物及び産業廃棄物の埋立処分を行っていたが、平成23年2月をもって廃棄物の受け入れを終了している

第7節 ごみ処理体制の状況

1. 運営管理体制

本市におけるごみ処理事業に係る行政組織及び構成をそれぞれ図1-21、表1-26に示します。ごみ処理については、経済建設部の環境課に位置付けられており、表1-27に示すように各部署で役割を分担し、清掃事業を実施しています。また、本市は二市二町で構成した東部知多衛生組合において、ごみの広域処理を行っています。

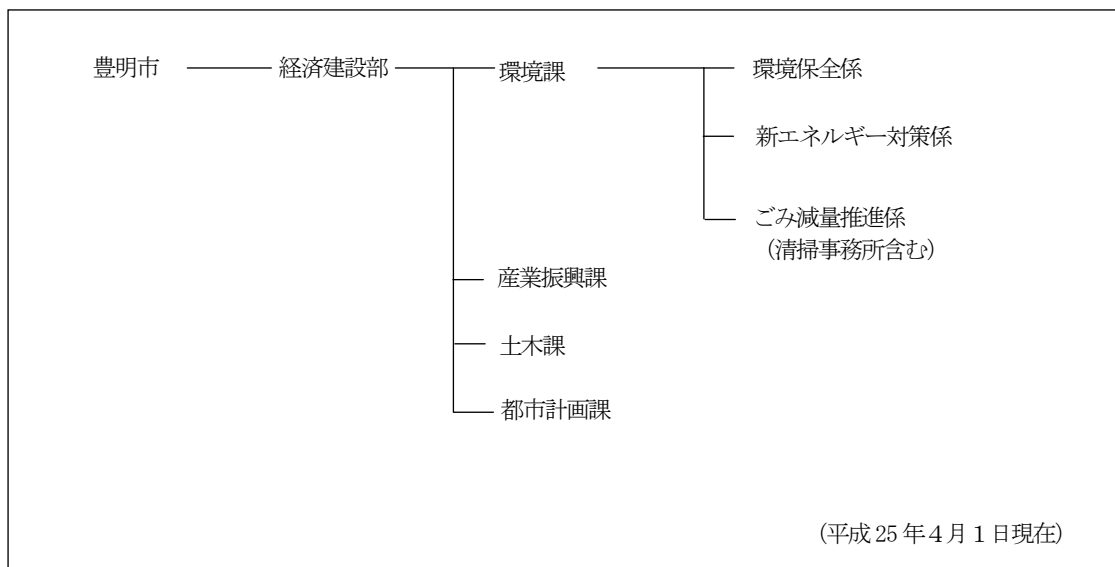


図1-21 ごみ処理事業に係る行政組織

表1-26 ごみ処理事業に係る行政組織（平成25年4月1日現在）

	経済建設部環境課			合計
	環境保全係	新エネルギー対策係	ごみ減量推進係 (清掃事務所を含む)	
部長		1		1
課長		1		1
課長補佐		1		1
係長	1	1	(補佐兼)	2
事務員 (再任用含む)	3	1	5	9
清掃手等			5	5
合計				19

表1-27 ごみ処理事業に係る行政組織（平成25年4月1日現在）

組織		事務分掌
環境課	環境保全係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 墓地及び火葬場に関すること 2. 墓園事業に関すること 3. そ族及び昆虫駆除に関すること 4. 環境統計に関すること 5. 公害対策に関すること 6. 環境審議会に関すること 7. 狂犬病予防に関すること 8. 自然生態系の保全及び保護啓発に関すること 9. 鳥獣保護に関すること 10. あき地の保全に関すること 11. 専用水道、簡易専用水道等に関すること 12. その他環境衛生に関すること
	新エネルギー対策係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地球温暖化対策に関すること 2. 省エネルギー及び新エネルギーに関すること 3. エコアクションプランに関すること 4. 太陽光発電に関すること
	ごみ減量推進係 (清掃事務所)	<ol style="list-style-type: none"> 1. ごみ減量化対策に関すること 2. ごみ処理計画に関すること 3. し尿及び汚物に関すること 4. 東部知多衛生組合との連絡調整に関すること 5. 一般廃棄物収集運搬業及び処分業の許可申請に関すること 6. し尿浄化槽清掃業の許可申請に関すること 7. ごみの収集及び運搬業務に関すること 8. 最終処分場に関すること 9. 清掃事務所に関すること 10. 有機循環都市とよあけ100年プランの推進及び啓発に関すること 11. 有機循環都市の施設整備に関すること 12. 有機循環都市の事業主体構築及び調整に関すること 13. 堆肥センターに関すること 14. その他ごみ減量推進に関すること 15. 課の庶務及び他の係に属さないこと

2. ごみ処理費用

本市におけるごみ処理費用を図1-22及び表1-28に示します。平成24年度のごみ処理に要した費用は約6億8,594万円であり、一人当たりによると10,026円です。

経年変化をみると、年々一般会計に占める清掃事業費の割合が減少しています。

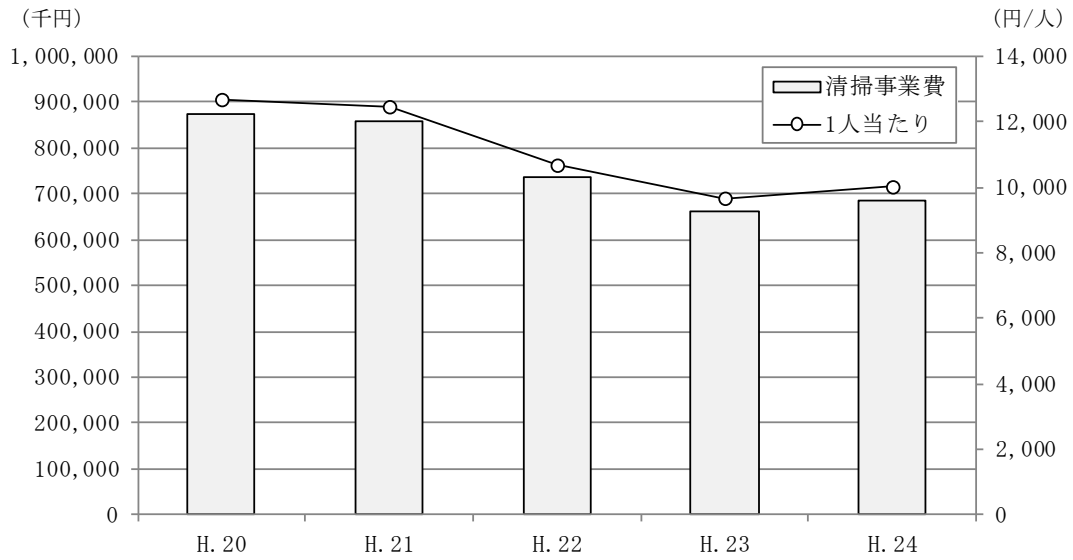


図1-22 ごみ処理費用の推移

表1-28 ごみ処理経費の推移

年度	清掃事業費		一般会計決算額 (千円)	一般会計に占める割合 (%)
	清掃事業費 (千円)	1人当たり (円)		
H. 20	874,690	12,691	17,156,922	5.10
H. 21	858,848	12,472	18,572,070	4.62
H. 22	735,384	10,687	18,161,190	4.05
H. 23	663,497	9,677	17,986,698	3.69
H. 24	685,941	10,026	17,903,679	3.83

3. 温室効果ガス排出量

本市における収集運搬に係る温室効果ガス排出量を図1-23及び表1-29に示します。

なお、中間処理及び最終処分時の温室効果ガス排出量は、組合処理によるため、実績が不明確であることから除外します。

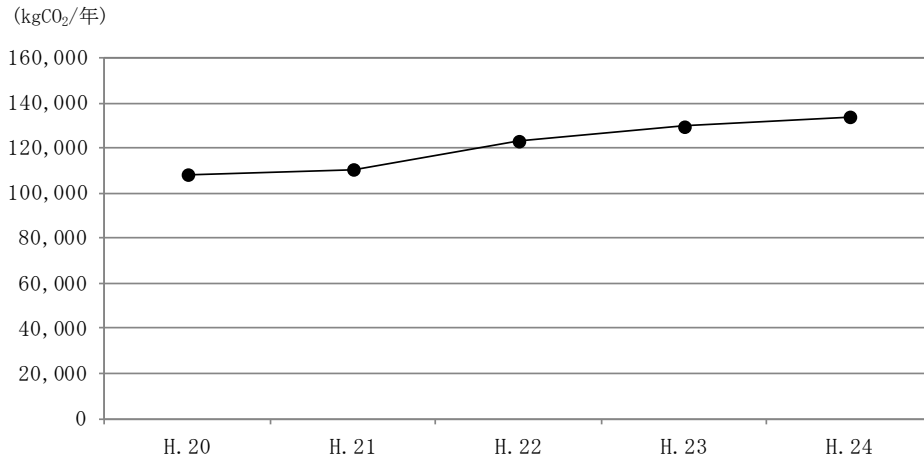


図1-23 温室効果ガス排出量の推移 (収集運搬時)

表1-29 温室効果ガス排出量の推移 (収集運搬時)

年度	区分	活動量		発熱量 (MJ/ℓ)	燃料使用量						温室効果ガス 総排出量 (kgCO ₂ /年)	一人一日当たり 温室効果ガス 排出量 (kg/人・年)
		(ℓ)	(km)		二酸化炭素		メタン		一酸化二窒素			
					排出係数 (kg-C/MJ)	排出量 (kgCO ₂ /年)	排出係数 (kg-CH ₄ /MJ)	排出量	排出係数 (kg-N ₂ O/MJ)	排出量		
H. 20	ガソリン	5,693	—	34.6	0.01831	13,217	—	—	—	—	108,319	0.004
	軽油	36,788	—	37.7	0.01871	95,096	—	—	—	—		
	天然ガス	2,834	—	0.0435	0.0139	6	—	—	—	—		
	BDF	7,617	—	—	—	—	—	—	—	—		
H. 21	ガソリン	3,703	—	34.6	0.01831	8,597	—	—	—	—	110,604	0.004
	軽油	39,458	—	37.7	0.01871	101,997	—	—	—	—		
	天然ガス	4,453	—	0.0435	0.0139	10	—	—	—	—		
	BDF	7,070	—	—	—	—	—	—	—	—		
H. 22	ガソリン	4,473	—	34.6	0.01831	10,385	—	—	—	—	123,139	0.005
	軽油	43,617	—	37.7	0.01871	112,748	—	—	—	—		
	天然ガス	2,703	—	0.0435	0.0139	6	—	—	—	—		
	BDF	4,940	—	—	—	—	—	—	—	—		
H. 23	ガソリン	5,036	—	34.6	0.01831	11,692	—	—	—	—	129,549	0.005
	軽油	45,591	—	37.7	0.01871	117,851	—	—	—	—		
	天然ガス	2,675	—	0.0435	0.0139	6	—	—	—	—		
	BDF	4,924	—	—	—	—	—	—	—	—		
H. 24	ガソリン	5,627	—	34.6	0.01831	13,064	—	—	—	—	133,921	0.005
	軽油	46,752	—	37.7	0.01871	120,852	—	—	—	—		
	天然ガス	2,167	—	0.0435	0.0139	5	—	—	—	—		
	BDF	4,658	—	—	—	—	—	—	—	—		

注1) 中間処理、最終処分時の活動量は除きます。また、し尿処理に関する活動量も除きます。

注2) 自動車の走行量は不明のため未掲載です。

注3) 温室効果ガス排出量は化石燃料によるものとし、BDFは除きます。

注4) 天然ガスの発熱量は標準状態 (0℃, 1気圧) 時とします。

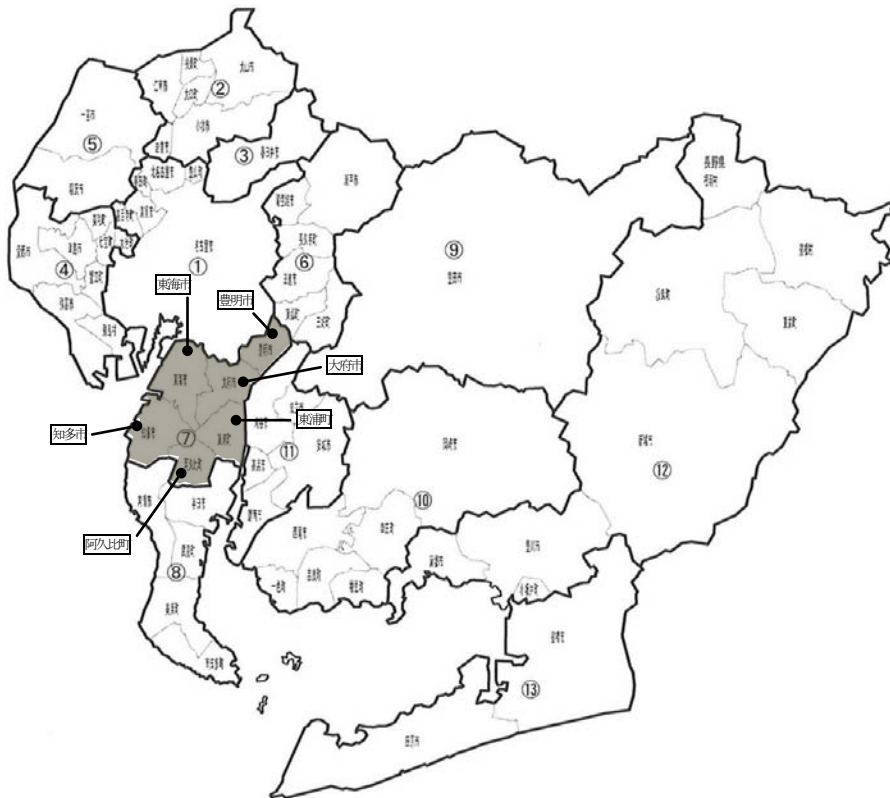
第8節 関係市町村等の動向

近年のごみ処理は、排出量の増加や質の多様化、ダイオキシン類の対策、最終処分場の確保等、様々な課題を抱えており、これまでの市町村や一部事務組合ごとの処理体制では困難な状況となっています。

本市では、昭和41年12月に二市二町（大府市、豊明市、東浦町、阿久比町）で構成した東部知多衛生組合に加入し、ごみの共同処理を開始しました。

平成9年1月に厚生省より示された「ごみ処理に係るダイオキシン類の発生防止等ガイドライン」及び「ごみ処理の広域化計画」により、愛知県においても平成21年3月に「第2次愛知県ごみ焼却処理広域化計画（平成20年度～29年度）」を策定し、その中で組合構成市町は図1-24に示すような、東海市及び知多市を含む知多北部広域処理ブロックに位置付けられています。

このため、今後は広域圏内でのごみ処理体制の構築及び推進に関して検討していく必要があります。



(資料：「第2次愛知県ごみ焼却処理広域化計画」)

図1-24 300 t /日以上を基準とするブロックの区割り